

で、政府統計の中であるデータというものが何らかの形で資するというのは、國の方針あるいは民間の企業活動の中で一定の条件を満たせば、すべてにおいて悪いことではないんだろうと私自身は思います。

せつからくコストをかけて莫大な調査をしたものやはり何らかの形で還元されていなければいけないと思いますが、その点について、個人情報の管理をしつかりしながら今後検討を進めていただきたいというふうに思つております。この点についてはまた、公益性とは何かということを含めて、改めて議論をしたいと思います。

それでは、早速ですが、法案について質問したいと思います。

そもそも何のための留学制度なのかということをございます。官庁に入つて、大体年齢的には、入省四、五年でしよう、だから二十七歳、二十八歳ぐらいになると海外に行く。そんな中で今回、要は留学費用を返せと、返還する義務が生じるわけであります、そもそもどういう意図でこの留学制度というものを進めて、これは太古の昔にさかのぼると思いますが、今現状をどう評価しているのか。それともう一つ、なぜやめるのかということだと思うんですね。やはりそのところを解決しないと、ただ五年以内でやめた人間は金返せりません。

そもそも何のための留学制度かということと、にもかかわらずなぜやめるのか、その辺は現実どういうふうに認識をしているのか、大臣並びに人事院総裁の御認識を伺いたいと思います。

○谷政府特別補佐人 行政官長期在外研究員制度でございますけれども、これは、職員を海外の大学院等に派遣することによりまして、国際的視野を持ち、複雑多様化いたします国際環境に的確に対応できる人材を育成することを目的として実施しているものでござります。

現在の国家公務員採用試験の合格者、すなわち新規採用職員と言つてもよろしいわけでございま

すが、その大多数は国内大学の卒業者でございまして、これらの者に国際経験をさせることはグローバル化する行政にとって必要なことと考えております。

そして、評価でござりますけれども、派遣された人たちは、帰国後、留学中に得ました知見や人との不ツットワークを生かしまして、国際会議、国際交渉、海外勤務等、国際的な行政の第一線で活躍する者が多く、また、国内にあります、国際的大きな役割を担つていると認識をいたしております。

それでは、離職者が少くないという理由でござりますけれども、これは、人事院が調査いたしました限りでは、離職後の進路が不明な人を除きまして、特に民間企業に就職するために離職をしたという方が約半数でございます。そのほか、大學院への進学や結婚、それから家業を継ぐというふうな方もいらっしゃいます。しかし、なぜ公務

を継続することをやめてこれらの道を選んだかと云うことについては、正確にはわかりません。ただ、推測いたしますと、自己の適性、進路について考え直したり、あるいは民間企業における待遇を考慮したりしているという事情もあるのではないかという推察をいたしております。

しかし、各府省は、業務上の必要性それから人材育成上の必要性に基づきまして職員留学の希望を出していくわけでございます。そしてまた、人材育成上の観点を加えながら、その成果を生かすようになります。

○渡辺(周)委員 この問題は、確かに、国際的視野、さまざま、例えば外国での人間関係、そして国際会議、あるいは国際舞台で通用する人材をつくるという制度であることはもちろん承知であります。しかし、結果的にやめてしまうということは、そういった思いがあつて留学をしたにもかかわらず、帰ってきたら、その留学の経験、実際に身につけてきた専門性なんかが、本当に専門性が身についたかどうかはちょっとわかりませんけれども、人事とか昇進にやはり考慮されていないからじゃないかと。つまり、行ったことで身につけたことがそのまま、自分のこれらの政策、企画立案なんかに役に立たない、結局は評価されないと云うことにこれはつながるんじゃないのかな、そういうことからやめていくことも率直にあります。

○竹中國務大臣 今、人事院総裁からお話をありましたがように、基本的には、国際的な視野を養い、そして高い専門能力等をつけて、さらに言えば、人的、国際的なネットワークをつくるということに役立てる、留学の趣旨ということに関しても、そのようなことにならうかと思います。

委員が御指摘になつたように、しかし、同時にこれは、やはり今のような形でやめられるのは困るからそれをせめて防ごうというのが今回の措置でありますから、そもそもなぜやめるかという根本策についてしつかりと対応しなければいけないという御指摘はそのとおりであろうかと思いません。それが伴わないと、お金さえ返せばやめてもいいんでしようというようなことになりかねません。やはりこれは制度の趣旨からして最も悪いパターンになるわけであります。

そういう観点からいいますと、これは、そのためには非常に総合的なことをとつていかなければなりません。特に、留学してつけた能力を生かしてもらえるような人事配置をするということが基本だというふうに私は思いますが、やりがいのある、そして働きがいのある、達成感のある、そういう人事の仕組みとこれは合わせわざでやつて初めて初めて意味が出てくることであるといふふうに考えております。

〔委員長退席、葉梨委員長代理着席〕

○渡辺(周)委員 この問題は、確かに、国際的視野、さまざま、例えば外国での人間関係、そして国際会議、あるいは国際舞台で通用する人材をつくるという制度であることはもちろん承知であります。しかし、結果的にやめてしまうということは、そういった思いがあつて留学をしたにもかかわらず、帰ってきたら、その留学の経験、実際に身につけてきた専門性なんかが、本当に専門性が身についたかどうかはちょっとわかりませんけれども、人事とか昇進にやはり考慮されていないからじゃないかと。つまり、行ったことで身につけたことがそのまま、自分のこれらの政策、企画立案などに役に立たない、結局は評価されないと云うことにこれはつながるんじゃないのかな、そういうことからやめていくことも率直にあります。

この留学の経験を、人事あるいは昇進とか配置、ポストにつくということについてどういうふうに考えておりますので、非常に限定された国際分野にのみ従事させるということではないと考えます。しかも、行政のあらゆる分野でこういった知識、経験を必要とするという状態になつておられます。そして、行政のあらゆる分野でこういった知識、経験を必要とするという状態になつてきました。この留学経験を持ちました者の比率もかなりの率に及んできていると考えております。

○渡辺(周)委員 別に留学していることが悪いとは言いませんし、また、やはりそういう人材をつかつていかなければ、これから国際的な視野を

持つた人間がいなければ、ドメスティックな政策だけでは、とてもじゃないけれども、これから世界を相手に当然日本の官庁が太刀打ちできないということは百も承知であります。

問題は、そこまでした人間がなぜやめていくか。

もつと言えば、このいたいた統計でいうと、これは概数で、行政官長期在外研究員一人当たりの経費、授業料が五百四十万円、旅費が、滞在費、航空運賃、鉄道運賃やその他を合わせて七百四十五万円、これが二年間で大体一千二百八十五万円、三千三百万円というふうに数字をいただきました。

さらに、この間は、国家公務員、これは休職中でも給料が出ている。これは休職中ということになるんでしょうか。それとも、留学している間は出張ということなのか。留学中も公務員としての給料をもらっているということで、留学中も給料が出ている。これは休職中ということなのか、あるいは出張ということなのか。これは全額支給されているんですか。それとも、全額ではなくて一部支給されているのか。その辺の仕組みはどうなっているんですか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

長期在外研究員は、所属府省の身分のまま、研修受講命令、出張命令という形で研究に従事することになりますので、俸給につきましては十割支給をされております。一〇〇%支給されておりま

す。これをちょっとざっと計算しますと、二年間で大体二千万円、年間一千万円、国費によって勉強させてもらっている。それだけの投資をしているわけありますから、当然、その方がやめるということは非常にゆきぎ問題なわけであります。

これまでこういう制度がなかったこと自体が驚きなんですけれども、やはりこの点について懸念するの、MBAを取った、やめたと。実は、M

BBAを取つて帰つてくると、ヘッドハンティング会社がやつてきて、今の給料よりもっといい給料を出すから、ぜひうちの会社にということになります。実際そういう例がある。

ここにありますのは、これは昨年、平成十七年五月二十日に、人事院事務総局人材局研修調整課長が出した長期研究員の経営学修士への派遣についての通知というのがありますけれども、「行政

官長期在外研究員の経営学修士への派遣については、派遣者数に占める早期退職率が他の分野に比べて高いことを踏まえ、経営学修士を希望する者を推薦する場合には、各省各庁人事担当課長は、研修調整課長に対し、別紙様式の理由書を提出するものとする。」要は、MBAを取つて帰つてきて、やめちゃう人が多い。これについては、ほかの分野に比べて早期の退職率が高いんだということも、推奨するについては理由書を提出しなさいといふより、人事院としても、統計を見てみると実

は多いということがわかる。つまり、国が人材育成のために多額の費用を年間一千万円も出して、しかも、留学中まで出張扱いで給料をもらつてい

るわけですよ。これだけでもちょっと驚きなん

います。

これだけの投資をしながら、帰つてきてやめちゃう、例えばどこかの外資に行つてしまつといふようなことを考えますと、これは一体何のための留学制度なんだろか。つまり、公費で、国費で人材を育てて、さあこれからというときにはよ

うなことをを考えますと、これは一体何のための留学制度なんだろか。つまり、公費で、国費

その点については、どういうふうな御認識を持つて、どうしていくつもりなのか、これは人事院總裁にも伺いたいと思いますし、竹中大臣の御所見も伺いたいなと思います。

○谷政府特別補佐人 経営学専攻の方々について、確かに飛び抜けて数字が高い、離職率が高いというのは事実でございます。ただ、そのほかの方々について見ますと、留学していない方々に比べてそう飛び抜けて高いわけではございません

で、一般的に申しますと、昨今の若者の意識の変化、あるいは一部先端的な企業を中心とした人材の流動化等の影響もあるのではないかということを思つております。

それからまた、これは直接の原因かどうかわかれませんが、大変残念なことに、公務部内におきまして不祥事あるいは不手際ということがございまして、こういったことから、公務あるいは公務員に対する一般の御評価についてもかなりの影響があり、そういうことが合わさりまして、職員や公務を希望する方々に影響を与えていたのではないかなどというふうに、検討を要望したいと思

います。

これがただの投資をしながら、帰つてきてやめてしまつては、なかなかこれが特効薬ということはないわけござりますけれども、私どもも多角的な努力をしていかなければならないと思っております。

その中でも、特に、やはり基本的な公務員の使命感といいますか、そのあり方というものをしっかりと認識していただく、そしてそういう考え方をしつかり持つた方々に公務部門に来ていただくと

御信頼も得、また若手職員に対してもそういう覚悟を与えていくことが大事かというふうに考えております。

もちろん、私どももいたしましては、そいつだけではなくて、職員の働きやすい環境でございますとか、それから適切な待遇でございま

すとか、あらゆる面で人材確保、それから有能な方を抜きとする仕組み、いろいろ力を尽くしていかなきやならぬというふうに考えております。

○竹中國務大臣 基本的な考え方は今、人事院総裁がお話しになつたとおりなんですが、私の立場で少し、私自身の経験も踏まえて申し上げさせていただきますと、私も実は若いころに、もう二

五年以上前ですが、政府系の機関から留学をさせ

ていただいた経験がございます。官民含めてたくさんの留学生がその大学においてましたが、いろいろ夜とかに話しあつておりますと、そのとき、留学生の九割の方がやめることを考えるというちょっと驚くべき実態がございました。

その理由は何かということになりますけれども、それはやはり、帰つても自分がちゃんと待遇されない。これは、自分がいい、高い技術を身につけたという自分自身に対する過大評価という

思つてゐるわけございまして、このことにつきましては、なかなかこれが特効薬ということはないわけござりますけれども、私どもも多角的な努力をしていかなければならないと思っております。

私は、さすがにそういうことは現在は、民間で

一部あるかもしれないけれども、公的部門ではないと思います。むしろ、そういう人材をしっかりと活用しないともう仕事が回らない、そんな余裕はないわけありますので、そこはしっかりと働いてもらえるような仕組みはできているという

ふうに思うんですね、そこでやはりさらに徹底させていくことが、つまり、やりがいのある仕事をやってもらえるようにすることこそが最大の解決

策であると思つております。

これは、総務省の例で申し上げますと、帰国後、報告を出させるようにしています。そして、研究成績、自分の成績はどういうことであったのかと、いことに加えて、これをどのように公務に活用していただきたいのか、いく意思があるのかということを記述させております。そういうことをしっかりと人事の配置のときに考えて、それを実現していくということが、当面、それぞれの省庁としてはやらなければいけないことであると思つております。

もう一つ、実は、国家公務員、公務員、官僚そのものの評価と社会的地位の低下のようなものがその背景にはあろうかと思います。これは一つの省庁の努力でなかなか食いとめられない問題もございまますが、であるからこそ、やりがいのある仕事、達成感のある仕事ができるような人事口一で、テーションにやはり最大限配慮しなければいけないと考えております。

○渡辺(周)委員 これはやはり適材適所だと思うんですね。帰つてきた人間がそれなりに評価されないと、何だ、結局、行つて帰つてきたはいいけれども、与えられた仕事は違うなど。本人の意欲があればあるほど物足りなくなつてきて、結果的に、何をもつてして正しく評価というのは、これはまた難しい問題だということは承知ですけれども、そこがないと結局これから、これは今回一定の歯どめになるのかもしれないけれども、やはり優秀な人材をせつかくつたつて、途中でどんどんやめていくということになつてしまふわけであります。

ちよつとこれは細かいことを、さつき聞きそびれましたので聞くつもりなんですが、先ほど、給料を十割もらつて、要は給料をもらつて行つていると。これは、学校、大学が休みの日なんかはどうなつてゐるんですか。つまり、夏休みになつたりクリスマスホリデーになつて休みの場合、実際学校には行つていなければ給料は出でている。こういう場合はどうなるんですかね。

その点、ちょっと教えていただけますか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、出張命令という形で行つております。したがいまして、派遣先の大学院で授業がない場合でも、研究員は研究や自己啓発に努めるということが期待をされております。したがいまして、派遣先の

形で行つております。やはり履修状況なり授業態度なり、要は、だらだらと過ごしても、一生懸命勉強しても、わからぬわけでございます。やはり行く人はそれなりに志を持って行かれているんだろうとは思いますけれども、その点はちゃんと把握しているんですね。そうしないと、留学していて夏休みもある大学生が何で給料を十割もらつているんだという批判に耐えられないと思うんですね。その辺どうなつていますか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

今回の法律で申し上げます留学というのは、大学院等の課程に在学してその課程を履修する研修ということになります。したがいまして、客員研究員として、受講科目の予習、復習、あるいは研究に関する資料の収集、あるいは、これはよく例にあることなんですねけれども、夏休みなんかはインターネットでプログラムで課している場合もございますけれども、そういうようなインターネットに参加する例もございます。そういうことなどで、将来、業務に役に立つ経験、知識を身につけるように努めているというふうに認識をしております。

○渡辺(周)委員 その辺、実態はわからないんですけど、中間報告なんかはもちろん出しているんでしようけれども、例えば留学中の履修状況、大学院に使用みるとその生徒の評価はどうなのか、言い方は変ですけれども、親元といいますか、やはり派遣元は国ですから、国でこれだけの多額の税金を使つて行つている以上は、ちゃんと勉強しているのか、態度はどうなのかな? とも含めて、これは把握をしておくべきだと思います。

○渡辺(周)委員 これは本人から自己申告で出されるんじやなくて、その大学院なりと話をして、日本から派遣されているこの人間は優秀である、ちゃんと勉強している、努力の跡が見られる、やはりそういうことまで派遣元としてはちゃんとやるべきじゃないかな、それはやはりやらなきやいけませんよ。この後も質問がありますから出ると思いませんけれども、ぜひこれを把握していただこうと思いますけれども、ぜひこれを把握していただこうと思います。

○渡辺(周)委員 時間が来ましたので終わりますけれども、この客員研究員のあり方についても、これはかなり検討を要するんじゃないかなと。今回の法律、確かに法律はもつともなんですが、法律に限らず、この留学制度を調べてきますと、人材活用、先ほどから指摘しましたとおり、これはまだまだ掘り下げて、本当に人材を確保する、そして本当に効率的に投資をされているということが確実である、そういうことを含めて、いろいろこれは議論ありますが、三十分の時間でございましたので全部は質問できませんでしょたけれども、ぜひ人材の育成、適材適所で採用されるように、その中でぜひ我々も折に触れてまた問題提起をしていきたいなというふうに思います。

最後になりますが、留学と客員研究員という形で、海外派遣に二種類あるんですね。これは、大学に客員研究員として例えれば一年間派遣されて赴任するというような例がございます。いわゆる留学生と違って、客員研究員の場合は学位も取らなくていいし、どちらかというと、これは役所出身の方に言わせると、少し働きづめだったから、休養の要素みたいなところ、リフレッシュみたいなところも実はないわけじゃないんじやないか、そう

ぜひこれは確認したいのは、帰国際の報告書、中間報告なんかはもちろん出しているんでしようけれども、留学生中の履修状況、大学院に使用するとその生徒の評価はどうなのかな? とも含めて、これは留学中に学期末報告書というのを出させるということにいたしております、各学期での、どういう科目を受講したのか、それについてどういふ成績であったか等、それから生活状況あるいは健康状況などを報告させております。それを通じて各研究員の研究状況等を把握しておるということでございます。

○渡辺(周)委員 これは本人から自己申告で出されるんじやなくて、その大学院なりと話をして、日本から派遣されているこの人間は優秀である、ちゃんと勉強している、努力の跡が見られる、やはりそういうことまで派遣元としてはちゃんとやるべきじゃないかな、それはやはりやらなきやいけませんよ。この後も質問がありますから出ると思いませんけれども、ぜひこれを把握していただこうと思います。

○渡辺(周)委員 これは本人から自己申告で出されるんじやなくて、その大学院なりと話をして、日本から派遣されているこの人間は優秀である、ちゃんと勉強している、努力の跡が見られる、やはりそういうことまで派遣元としてはちゃんとやるべきじゃないかな、それはやはりやらなきやいけませんよ。この後も質問がありますから出ると思いませんけれども、ぜひこれを把握していただこうと思います。

○渡辺(周)委員 ついでに、渡辺君の質疑は終わりました。

○葉梨委員長代理 以上で渡辺周君の質疑は終りました。

次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。

渡辺委員に引き続きまして質問をさせていただきます。

ます。

冒頭、大臣、どうも委員会の前日に、地方自治、交付税も含めたものにかかるいろいろな報道や取りまとめがございます。特に昨日は、財政制度等審議会で、これはまだ方向性というこのようになりますが、きょうの報道で、法定税率を引き下げて交付税を削減し、国の財政再建に振り向ける考え方を示す等、いろいろな記事がきょうも躍っております。

そして、前回も、十二分に大臣とやりとりができなかつたんですが、いわゆるビジョン懇の中でも、とりあえず五月二十六日のものが最終取りまとめということでおよろしいんでしょうか、中間ですか、かなりまとまつたものが出ておりまして、その中で、新型交付税をということで、大臣もこの委員会でもお答えになつております。これがどんな形で、このビジョン懇どおりにいくのかどうかも含めて、その後すぐ和歌山県で、実際、新型交付税が導入されたときのシミュレーション的なものを公表されております。

大臣、やはり自治体はこれから的地方自治の制度、特に、まず収人がどうなつていくのかということを大変心配し、懸念しております。これは首長さんだけではなくて、議員の方、住民の方も含めて、これから自分たちの町や村はどうなつっていくことなことです。

この新型、要するに旧型ではない新型ということもなんでしょうけれども、この交付税がどんな形で自治体に影響があるかという、方向性というかシミュレーション的なものを出して、大丈夫だよ、しっかりと、いや、ここまでしかやらないからもつと頑張れ、いろいろな言い方があると思うんですが、どんな形で導入を方向づけていくのか。例えば、三年なのかという数字もありますけれども、五年、十年、十年のスパンというふうに前文の方でも書いてあります、導入の手順であるとか導入の主目的であるとか、交付税を三分の一だけやるとこ

うなるよみたいなことをやはり数字としてこれか

ら具体的に出していくかなければ自治体の不安は増すばかりだというふうに思うんですが、大臣、その点についていかがでしようか。

○竹中國務大臣 お答えを申し上げます。

まず、ちょっと今、財政審についてお話をありました。これは私も内容はよく承知をしておりません。財務省を中心にいろいろな議論、財務省なりの議論をしているということだと思います。

ビジョン懇でありますけれども、現状では、座長預かり、最終的な案を示した上で、議論をしていただいた上で、座長預かりということになつておりまして、そして、大田座長と、そして地方六団体でも検討委員会がございますので、その検討委員会の神野先生を中心とする方々と一度話し合いをしていただくということになつております。それを受けたういう形で最終的な報告の提出が少しお話をさせていただく必要があるかと思っております。

今、後藤委員が御指摘の点は、各地方自治体、自分のところはどうなるんだということで、大変懸念、不安があるというのは、もうそれはそのとおりであるというふうに承知をしております。ただ、そこであえて私の立場で申し上げさせていただきたいんですが、まず、新型交付税について、国の基準づけがあるところがたくさんありますように、「行き過ぎた国との関与と地方の財政設計の中で、各自治体の行政に支障を来さないよう、これはもう責任を持つて行つてまいる覚悟」ぜひしたいと思つておりますので、まず、今は方向の議論をしつかります。そして、現実的な制度設計の中でも、各自治体の行政に支障を来さないよう、これはもう責任を持つて行つてまいる覚悟でございます。

○後藤(兼)委員 大臣、ビジョン懇の「現状の問題点」というところで、確かにここに書いてありますように、「行き過ぎた国との関与と地方の財政的依存」であるとか「地方の累積債務の増大」とか、この問題意識は決して間違つていないと思います。ただ、前回の参考人質疑の際に岡山県知事から出していただいたペーパーの中には、国との関与している経費が、もちろんこれは県とか自治体の規模によつても違うんでしようけれども、岡山県知事は七割が国との関与だというふうに指摘をしました。

できるだけ簡素化すべきであるというような議論は、これはもう從来からも行われてきたことであるというふうに承知をしています。その上で、そういう中で、特に今大臣がおつしやつたよう

うちの自治体はどうなるんだというのは間違いない

く大変重要なのでございますが、それは、私がよく申し上げる、制度設計の段階で責任を持つてきつちりと議論をさせていただく、そういう問題だと思います。

これは私自身の経験で、郵政民営化のときもそうだったんですが、まずやはり方向を決めて、その上でしつかりとした制度設計をやる。その制度

設計の方針として、常に申し上げていますのは、面積、人口というような簡単な方式でやるけれども、現実の行政がそこにあるわけですから、それに支障を来さないように現実的な制度設計を責任を持って行いますといふことを申し上げております。

これは、小さな自治体には小さな自治体なりの行政コストがかかります。また、いろいろ制度を経過措置のようなものも必要です。そこは総務省の長年のノウハウを駆使して現実的な制度設計をめざしたいと思つておりますので、まず、今は方

向の議論をしつかります。そして、現実的な制度設計の中でも、各自治体の行政に支障を来さないよう、これはもう責任を持つて行つてまいる覚悟でございます。

ただ、この仕組みを、基準の見直しも含めて、不交付団体を拡大していく。例えばここでも、今後三

年で二十万人以上の自治体の半分が不交付団体になるようにすべきである、十年後までには人口十万人以上の自治体の半分が不交付団体となるようを目指すべきである。もちろんこの前提には、地

方の歳出削減、税財源の移譲、交付税改革、この三つの柱が前提としてございます。

やはり、これから漏れるもの、合併特例債も含めた旧平成の合併推進法でない仕組みの中、新

平成合併特例法は、知事の勧告権も含めて、できるだけまとまつてやりなさいよという方向性は、各県の審議会を通じて県が勧告している自治体もたくさんありますけれども、なかなかそうは言つてもという自治体があるのは、大臣、御存じのとおりであります。

ですから、この五百に残つているというと言ひ方があつたでないかも知れませんが、この五百のいわゆる小規模自治体をどんな形で、合併を促進していくのか、それともこの自治体でも残れるよう、ビジョン懇ないし、大臣が今、七月にすれば、これまでの合併がございましたが、骨太に盛り込んでいかれるのか。その点については、大臣、いかがでしようか。

○竹中國務大臣 今、五百の数字を挙げられましたけれども、ここはまさに地域によつて実情は

区々であるというふうに思ひます。

今後、こういうところがさらに合併の努力を模索して、さらに合併していく、近くの市町村と一緒にになるというところも出てくると思います。非

六

常にエニーケな活動をしているところは、いいや
我々は独立でやっていけるんだというようなとこ

がついたというかちょっと変だなと思ったのは、単に在外研究に出た方が留学の後やめるだけじゃなくて、今、ほかの理由でやめられる方も多いんだ、これが象徴になつていてるんだというお話をございました。

○各政府特別補佐人　先生もおっしゃいましたけれども、いろいろな原因が複合されているんだろうと思うわけでござります。

だというお話をなさっています。役所に戻つてそれを生かすということだというふうに承知していますが、例えば二年間で一千三百万近く費用を要する、除く給与ということあります。

懇談会では、真に配慮を要する自治体については、きっちりとそれをやっていかなければいけないんざいました。それが、逆に言えば、私は一番の、今確かに、

だということも明言がされていました。そういう中で、どうしておまかせの税源移譲が実現するのでしょうか。そこで、まず第一に、この段階で、どのくらいの税源移譲が実現されるのか、その実現度合いを示す指標として、税源移譲率が用いられています。税源移譲率とは、税源移譲によって得られる税額と、これまでの税額との比率を表す指標です。たとえば、これまでの税額が100億円だった場合、税源移譲によって得られる税額が50億円なら、税源移譲率は50%になります。このように、税源移譲率が高いほど、税源移譲による影響が大きいことを示します。

して制度設計を緻密に、地方とよく相談しながらそこをやっていくことによって、私は、新しい方向を築いていくことはできるというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 大臣、簡潔で結構ですから、では、小規模自治体、本当に小さな町村についても必ず国は適切な配慮をなさるという趣旨で理解してよろしいでしょうか。

○竹中國務大臣 地方自治体に我々が期待するのは自由と責任と自立てございます。しかし、小規模などところで真に配慮を必要とするところもあります。得ると私は思います。そうしたことを含めて、実的な制度設計をする覚悟であります。

○後藤(斎)委員 ゼひそんなスタンスで、引き続き、大臣の能力と手腕で、地方から見ても、これから進められるという方向性を示していただきたいと思います。

本論に入りたいと思います。
先ほど渡辺委員からもいろいろな御質問がございました。特に、今回、主題になつていてます長期在外研究員制度そのものの目的と評価についてお答えいたとおりは、先ほど人事院総裁がお答えいただいたとおりであると思います。

それが、逆に言えば、私は一番の、今確かに、がついたというかちょっと変わったのではなくて、今、ほかの理由でやめられるだけやめられたんだ、これが象徴になっているんだというお話をございました。

それが、逆に言えば、私は一番の、今確かに、官というか公というかに、世の中、一般国民の方の風当たりが強い部分が当然あると思います。人事システムだけじゃなくて、人事院総裁として、例えば地方自治というお立場で大臣が、やはり研修の制度だけではなくて、官の中に入っていくと、いうのは、地方公務員の方であれ国家公務員の方であれ、その目的を大きく持つて当然入っていると思うんです。

特に、昨年の人事院の白書の中で、学習院大学の村松先生が特別寄稿ということで書かれている中で、新規採用職員に対するアンケートという中で、一番が仕事に対するやりがい、二番が公共のために仕事ができる。三番がスケールの大きい仕事ができる、これは一種試験等ということで、どこまでくつたかちょっとわかりませんが、そういう問題意識を持つて入っている。

それが、もちろん体の都合とか家庭の事情であ

○各政府特別補佐人 先生もおっしゃいましたけれども、いろいろな原因が複合されているんだろ
うと思うわけでございます。
やはり若い方々を含めての考え方の変化ということございまして、それから、公務部門だけではなく、いろいろな新しい分野でいろいろな可能性が出てきておる、そういうことに公務に入りましてから改めて注意を向けるという方もいらっしゃると思います。ただ、多くの方々は公務に入れられるときにはそれなりのお考えをお持ちになつていらっしゃると思うわけでございますが、公務に入られまして、年月を経ますうちに、いろいろな状況の中から考え方をお変えになつてしまふ方がいらっしゃることは大変残念なわけでございま
す。
そのことにつきましては、私は、これだけで解
決するという妙策はないのでござりますけれども、やはり、まずしつかりした考え方を含めた人材の確保の方策、採用その他の方策の問題、部内におきます適切な業績の評価と処遇、いろいろ勤務意欲を阻害しますような条件の除去、それから、何よりもやはり公務及び公務員が国民の信頼を得

だというお話をなさっています。役所に戻つてそれを生かすということだというふうに承知していますが、例えば二年間で一千三百万近く費用を要する、除く給与ということあります。

そもそも、総裁、もしコスト論ということや、簡単に五年以内にやめてしまう方が近年急増していることが本法の新設というか法律をつくる目的なんですが、であれば、採用時に、国際的感覚や能力がある方、例えば語学ができる方、そういう方を採用するとか、中途採用をするべきだという議論もたくさんありますし、現実にされています。その中途採用で国際的な視野や能力がある方を採用した方が、ある意味でははるかにコスト的には、コストだけいえば、長期研修に年間百二十数人出しますよりも、安い高いで余り評価しちゃいけないんですが、そういうふうにコストも、できるだけ税の投入も少なくできるという指摘があると思うんですが、その点について総裁はいかがですか。

○谷政府特別補佐人 ちょっと最初からのことになりますけれども、既に国際的な経験を有していらっしゃる方を採用することは効率的であるという御指摘はごもっともでございます。

それが、逆に言えば、私は一番の、今確かに官というか公というかに、世の中、一般国民の方の風当たりが強い部分が当然あると思います。人事システムだけじゃなくて、人事院総裁として、例えば地方自治という立場で大臣が、やはり研修の制度だけではなくて、官の中に入していくと、いうのは、地方公務員の方であれ国家公務員の方であれ、その目的を大きく持つて当然入っていると思うんです。

特に、昨年の人事院の白書の中で、学習院大学の村松先生が特別寄稿ということで書かれている中で、新規採用職員に対するアンケートという中で、一番が仕事に対するやりがい、二番が公共のために仕事ができる、三番がスケールの大きい仕事ができる、これは一種試験等ということで、どこまでくつたかちょっとわかりませんが、そういう問題意識を持つて入っている。

それが、もちろん体の都合とか家庭の事情であればあれかもしれないが、やはり違った職業についていくということは、入ってからの、そのものの仕組みや、これからもたたかれ続けたら嫌だとか、いろいろな思いがあるのかもしれません。その点についても、総裁、やはりきちんと新規採用時においても対応しながらやっていかないところは留学の問題だけではなくて、公というものに対する、若い、意欲を持つて、目標を持った方たちに対する信頼というものが、むしろ国民の皆さんの中になくなってしまう。それは、公というものがついたというかちょっと変だなと思ったのは、單に在外研究に出た方が留学の後やめるだけじゃなくて、今、ほかの理由でやめられる方も多いただ、これが象徴になっているんだというお話をございました。

部分に入つてもしようがないと思うのかどうかは別としても、お話を聞くと、募集の人数が減つている部分もあるというふうに、もう公はいいとうふうなことを思つている方もいらっしゃるという意見もあるんですが、まずその点について、総裁、質問通告していいんですか、いかがでしょ

○谷政府特別補佐人　先生もおつしやいましたけれども、いろいろな原因が複合されているんだろうと思うわけでござります。

やはり若い方々を含めての考え方の変化ということでもござりますし、それから、公務部門だけではなくて、いろいろな新しい分野でいろいろな可能性が出てきており、そういうことに公務に入りましてから改めて注意を向けるという方もいらっしゃると思います。ただ、多くの方々は公務に入られるときにはそれなりのお考えはお持ちになつていらつしやると思うわけでございますが、公務に入られまして、年月を経ますうちに、いろいろな状況の中から考え方をお変えになつてしまふ方がいらっしゃることは大変残念なわけでございます。

そのことにつきましては、私は、これだけで解決するという妙策はないのでござりますけれども、やはり、まずしっかりと考え方を含めた人材の確保の方策、採用その他の方策の問題、部内におきます適切な業績の評価と処遇、いろいろ勤務意欲を阻害しますような条件の除去、それから、何よりもやはり公務及び公務員が国民の信頼を得られるような仕事のやり方、そういったことを先輩がしっかりと身をもつて後輩に伝えていく。いろいろ公務部門の経験者の方々、大先輩の方々の御意見をお聞きしますと、やはりかつていろいろな先輩の方々から大きな示唆あるいは影響を受けたということを述懐される方が非常に多いわけですがございまして、そういう意味では、私どもは私どもとして制度上できる限りのことは考えてまいりますけれども、やはり全体としてそういう意欲を持つて取り組んでいくということが一番重要なことではないかというふうに考えております。

○後藤(斎)委員　総裁、先ほど目的と評価の中でもお答えになつたように、この長期在外研究員制度というのは、そもそも国際的な視野や感覚を備えることを目的としたり、新しい言い方で言えば、国際的な知識や能力を高めることがもちろん主眼

そもそも、総裁、もしコスト論ということや、それを生かすということだというふうに承知していることが、例えば二年間で一千三百万近く費用を要する、除く給与ということあります。

だというお話をなさっています。役所に戻つて簡単に五年以内にやめてしまう方が近年急増していることが本法の新設というか法律をつくる目的なんですが、であれば、採用時に、国際的感覚や能力がある方、例えば語学ができる方、そういう方を採用するとか、今中途採用をすべきだという議論もたくさんありますし、現実にされています。その中途採用で国際的な視野や能力がある方を採用した方が、ある意味でははるかにコスト的には、コストだけいえば、長期研修に年間百二十数人出しますよりも、安い高いで余り評価しちゃいけない人ですが、そういうふうにコストも、できるだけ税の投入も少なくできるという指摘があると思うんですけど、その点について総裁はいかがですか。

○谷政府特別補佐人 ちょっと最初からのことになりますけれども、既に国際的な経験を有している方を採用することは効率的であるという御指摘は、ごもっともござります。

少し戻りますけれども、現在の職員採用試験の合格者、したがいまして採用者、新規採用者ということになるわけでござりますけれども、この方々は新規卒業者がかなり多くございまして、その大部分は国内大学の卒業者で、海外経験をお持ちでございません。そして、こういった方々が人事運用上は将来の幹部要員の育成の対象というふうになつてゐるわけでございます。でございますから、そういう方々を中心に留学を通じた国際経験をさせる、そのことが必要だということが基本的な仕組みになつております。

しかし、御指摘のように、国際的な知識、経験に限らず、必要な能力、これは国際問題に限りませんが、採用していくということとも今後非常に重要なつてくると考えておりますと考へておりまして、その人材を即戦力のような形で、言葉はちょっと悪いうございますが、採用していくということとも今後非

ため、選考採用の公募手続でございますとか、能 力実証の一部を人事院が担当いたしまして、各府 省の採用活動を支援する経験者採用システムの導 入など、多様な人材確保のための取り組みを進め ているところでございまして、そういう意味で、 この仕組みの中で必要に応じてそういった方々の 採用もできる道は開かれておると考えておるとこ

の部分で、先ほどのお話をのように、やはりここはほかの法体系と若干違っている部分が、特に防衛医科大学の部分と若干違っているかなと思うんですね。が、その点は今指摘だけちょっとさせていただきます。

総務省としては従来から、お話をありました材育成に関する基本方針を作成しております現在の策定状況でございますけれども、昨年の四月一日現在でございまして、都道府県で大体九三六%、指定都市で八五・七%、作成しております

級号俸を上げるとか、やはりプラスの面もこの仕組みの中で出していくことが、私は、本当に必要なかな。

— 1 —

○後藤(斎)委員 そもそも、先ほどこれも渡辺委員から指摘が若干ありましたが、給与を入れないという本法の、法一条の中で「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用として人事院規則で定める」というふうにござります。

例えは、この類似の、五年というふうに今回区

あわせて、これは地方公務員の部分にも決十二
条で規定がござります。この十二条の中には、派
遣をされている職員は、平成十一年から十六年の
間に国内、国外ということで大体四百六十七人、
その中で退職された方は十六人という形で、国よ
り低いということなんですが、十二条の規定を讀
くというのは、基本的には、各自治体でも留学と
いうことも含めて研修をさせてもらえるというこ
とだと思うんです。

先生のお話をありましたように、一昨年六月の地方公務員法の改正によりまして、研修に関する基本的な方針につきましては法律上の責務となつておられますので、私どもとして、これを踏まえまして、人材育成の観点に立った人事管理、あるいは職場風土の改善あるいは仕事の進め方の改善を行うことによつて人材育成に努めるといったことと、例えは具体的な施策として、アドバイザーの派遣でありますとか、人事管理のヒントになります。

金返せよというある意味では、ためよためよと
言うだけではなくて、それを生かすという人事評
価の仕組みが、全体の人事ローテーションという
お話がさつきありましたが、やはりその仕組みそ
のものの中にそれを位置づけるということが大変
必要だと思うんです。

私もいろいろな役所のそういう知り合いがおり
ますが、確かに、在外公館にその後出たり、中で
国際業務をやつたりということはあります、た

切つっていますが、防衛医科大の卒業生の償還規定というものは既にございまして、自衛隊法の九十八条の二で、ここには「教育訓練に要した職員給与費」というのが入っております。あわせて、諸外国においても、給与の返還まで求めているのが細かな点はわかりませんが、例えば韓国も経費の中には給与が入って、アメリカやフランスも経費の中に給与という部分を入れ込んでおります。

ただ、私ちよつと氣になつて、きのう総務省の方ともいろいろお話をしたんですが、地方公務員法が平成十六年度に改正になつております。そしてその中で、地方公共団体は研修に関する基本的な方針を定めるということで、人材育成基本方針というものを設ける、計画をつくることになつております。特に、人材育成基本方針の中の研修に関する基本的な方針については法律上の責務にし

すような事項を示して、あるいは先進事例をお示しするとか、そういう形で今後とも地方公共団体の取り組みを引き続き促進してまいりたいと考えております。

ただ、先生おっしゃいます国内留学あるいは国際留学、その他具体的な進め方につきましては各公共団体がそれぞれの地域の実情に応じまして考えるべきことであると考えております。

だ、本当にそれが望んでやっているのかどうか。それは最近、今まで国際的な仕事がウエートが少なかつたという省庁もかなり数字的には出ておりますので、やはりその辺を、知識経験をどんな形で生かすかというのも、プラスの面と、要するに、むちで打つ分と、あめと言ふと大変悪い言葉なんですが、評価をしてあげる分、やはりその両方がないと、この制度そのものが、私は、先ほど

今回の法改正で、この留学費用というふうに定めた中で給与部分を入れなかつた理由について、ちょっとお伺いしたいんです。

たということになつております。こここの部分について、もう二年近くたつてゐるわけなんですが、全部の地方公共団体でまだこの流れができるいないうお話を一部聞いております。
きようの本論でもそうなんですが、今後、やはり人材育成を当然国だけではなく地方公共団体でもやつていかなきやいけない。特に、この人材育成

○後藤(斎)委員 先ほども指摘がありましたのが、私は、この長期在外研究員の仕組みというのではなくて、確かに近年も、徐々ではあります、高い人材で推進をしているというふうに思っています。洋來に比べればということになりますが。

そして、これは大臣の方がお詳しいのであります
すが、例えば、二年間の留学をしているうちに

大臣がちよつとおつしやられたように、五年というのをまざつたということで、それを悪用とは言いませんが、では、お金を払えばいいんだなどいう法体系じゃないはずなんです。

ですから、その点について、私は人事院と大臣に最後に、やはり評価をする仕組みをきちっと中に入れ込む、そして能力もきちっと後押し

たがいまして、給与 자체はその職務に従事したことに對する対価ということで支給をするということになります。

基本方針といふものをつくることになり、その研修については法律行為であるということも含めて、今後、この研修といふものに地方公共団体も、また、国内外の団体も利用を希望する、つまり費用負担

結構一生懸命勉強すると一年ごとに修士が取めて、二年間で二つ修士を取って帰ってくる方もたくさん、事例でいらっしゃると思うんです。一十九回、日本本部へ也行くなつて、公務員制度といふ、

をするような全体の仕組みをつくつていかない限り、冒頭に申し上げたように、たたくだけたたいて、その後何かいじけちゃつて嫌だ嫌だと言うから（ええせんが、それをうなぐ）はよ！皆さう忍

○後藤(意見委員) たた、今のお答えだとこれに法二条の二項の部分で、「職員の同意を得て」という部分が当然あると思うんです。通常で考えれば、本人が手を挙げて、例えば上司からおまえ行つ

○小笠原政府参考人　お答え申し上げます。
　　海外　国内の留学制度も含めて、やはり積極的に
　　対応していくべきだと思うんですが、その点について
　　はいかがでしようか。

で、今、国全体で、地方も含めて公務員制度をよりよくしなければいけない。その中で、やはり能力評価、人事評価の中で、今まで以上にもつとまちつとしようよということが言われております

。さ 能 もしれまじんかそれをもつとやけに皆さんが詰
か。 めるという部分も大臣も含めてしていただく必要
があると思うんですが、その点はいかがでしょう

たらどうだということを言われるの、かもしれないが、それで各省が大体固めて、人事院が最終的な派遣命令を出すわけですね。ですから、そこ

先生御指摘のとおり、地方分権が進む中で、地方の役割に応じた能力を持つ人材の育成というのは大変不可欠、重要であると考えております。

例えば、二つきちつと取つてきた人をきちつと評価するとか、二年のものを一年で取つたからももの研修を終えて本省に戻してくださいという人は等

○各政府特別補佐人 ちょっと繰り返しにもなりますけれども、現在、国際的な知見を必要とするという分野は、国際関係の勤務だけに限定されま

信頼を確保し、公務の能率的な運営に資することを目的としまして、やはりここは法律ではつきりとした仕組みをつくつておくべきではないかと考えまして、留学費用償還法制定の意見の申し出をさせていただいたところでございます。

○重野委員 その中身に触れる、研究専攻別の退職者数等々、事前に通告をしておきましたけれども、時間の都合もありますのでこれは省略いたします。お許しください。

そこで、これまでの長期在外研究経験者は、帰国いたしますと、例えば本省の課長、さらにはずっと幹部になっていくわけですが、この在外研修を受けた方々が、その後どういうポストについておられるのかというのに私は関心があるわけです。そのポストには一定の傾向があるのかどうか。それが一つ。そして、任用に当たってこの在外研究経験というものが本当に生かされているのか。そのことが、今問題になっています早期退職の問題とかかわってくる問題でもあろうかと思ひます。

そこで、派遣実績の最も多い経産省のその点についての説明をお願いします。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

委員御承知のとおり、経済の国際化が進展しております。した中で、通商問題への対応あるいは経済協力の実施はもちろんでございますけれども、国内制度を整備する際にも、諸外国の制度の概要なり運用についての知識が大変重要な役割を果たしておられます。した中で、語学力が一定レベル以上であることを事前に審査いたしました上で、諸外国の大学院に派遣をして専門的な知識、語学力、国際感覚等を高めて帰任をいたします行政官長期在外研究員経験者につきましては、基本的には身についた能力、知見を活用できるよう、通商あるいは経済協力などのポストに配置をしてきております。また、身につけました能力、知見をこれらのボ

ルになりましたし、通商交渉の責任者になりましたとした仕組みをつくつておくべきではないかと考えまして、留学費用償還法制定の意見の申し出をしております。

○重野委員 その中身に触れる、研究専攻別の退職者数等々、事前に通告をしておきましたけれども、時間の都合もありますのでこれは省略いたします。お許しください。

任用についてのお尋ねでございますけれども、そこで、適性等を十分に勘案いたしまして、適材適所で任用を行うというのが基本的な考え方でございます。

任用に当たりましては、職員の適性、経験、能力等と、それぞれのポストの課題、求められる能力、適性等を十分に勘案いたしまして、適材適所で任用を行なうというものが基本的な考え方でございます。

こうした中で、行政官長期在外研究員制度の経験は重要な要素として、この経験から得られる能力、知見を活用できるような、そうした任用というものに努めている次第でございます。

○重野委員 そこで、ちょっとと話を変えまして、人事院の意見の申し出と本法案との関係について聞いておきたいと思うんです。

意見の申し出に基づく法案要綱を人事院が出ておられます。その定義には、職員の同意といふ文言はどこを見ても見当たりません。ところが、提出されております本案の二条の二項にはこれが明記されております。法案化においてこの文言を入れたのは一体なぜか。

これは当然、留学費用の償還問題とかかわるものと考えるのであります。そもそもこの留学は職務命令に基づくものではないのか。そうだとすれば、そもそも職員の同意は必要ないことになるのと想ひます。法典化においてこの文言を明記されることは、本法案の二条の二項にはこれが一部は一部を償還させる、こういう言葉を使っておりまして、償還させることを内容とするものでございまして、この法律の要件を留学された方が具備することに至ったということによりまして発生する固有の金銭債務というふうに考えております。

○重野委員 次に、人事院に聞きますが、本法案の留学に該当することとなつている研修ですが、これは人事院規則で定めるようになつております。具体的にどのようなものがあるのかというのが一つと、そのほか、各府省が独自に実施している海外派遣というのがあると思うんですが、それは本案に定める留学に含まれるのか含まれないのか、その点についての見解をお聞かせください。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

本法案での留学というのは、大学院等の課程を履修するための研修を対象としているところございまして、具体的には、人事院が実施しております行政官長期在外研究員制度、行政官国内研究員制度の大学院コースのものが対象になりますけれども、このほかに、各府省が独自に実施している研修のうちで大学院等の課程を履修することとなるふうに考えております。

○重野委員 次に、今度の申し出はあくまでも一般的でございますので、必ずしも職員の同意を得なければならぬものではないわけでござります。となる留学の要件として、職員の同意を必要とするというふうにさせていただいたところでございました。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。

先生おつしやられたように、留学命令は職務命令でございますので、必ずしも職員の同意を得なければならぬものではないわけでござります。が、同意なしの留学にまで償還義務を課すことは、専門的な知識、語学力、国際感覚等を高めて帰任をいたします行政官長期在外研究員の留学にかかるものと承知をいたしました。

特別職の国家公務員でございますが、裁判所職員及び防衛庁職員につきましても、国の行政機関の一般職の職員と同様の留学制度が設けられておりまして、若干名の退職者もあるというような状況にござりますので、本法律案に基づき償還義務を課す対象に含めることとしたところでござります。

○重野委員 もう時間も余りありませんので、事前に通告した点、飛ばしますが、お許しいただきたいと思います。

ちよとまた話は趣をかえまして、本年度国家公務員の採用試験申込者数は、前年度に比べてⅠ種で一五・六%、Ⅱ種で二二・六%減っている、このように承知をしております。

私は、風潮として、合理性を欠いた公務員削減論あるいは無用論、加えて民間での採用率の拡大、この敬遠を招いているのではないかと推測するのであります。が、公務労働における多様な知識、経験を持つ有為な人材の確保、育成は、特定の政治状況に左右されることのない不变の課題と考えます。

その点について、人事院総裁は現状をどういうふうに認識し、将来にわたつてどうあるべきなかという見識を持っておられるか、その点についてお聞かせください。

<p>○竹中國務大臣 住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化するものであります。</p> <p>次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる」ととするとともに、閲覧の際の手続等を整備することとしております。</p> <p>第二に、個人または法人が住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる場合について、「一、統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの、二、公共の団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの等に限定するとともに、閲覧の際の手続等を整備することとしております。</p> <p>第三に、偽りその他不正の手段による閲覧等に対する制裁措置を強化することとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。</p> <p>○中谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。</p>	
<p>○中谷委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。</p> <p>情報通信及び電波に関する件の調査に関し、今後の通信・放送のあり方について、来る九日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任</p>	
<p>○中谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。</p>	
<p>二 請求事由 (当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの)</p> <p>(次項において「犯罪捜査等のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要な旨及びその根拠となる法令の名称)</p> <p>三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名</p>	
<p>四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</p> <p>○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、</p> <p>規定期による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。</p> <p>(以下この条及び第五十一条において「閲覧者」という。)の氏名及び住所</p> <p>四 閲覧事項の管理の方法</p> <p>五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲</p> <p>六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</p> <p>八 申出者が法人の場合にあつては、当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。</p> <p>九 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができます。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。</p> <p>十 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十一条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。</p>	

- 6 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。
- 8 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されると認めることを勧告することができる。
- 9 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。
- 10 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、

- 当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようとするための措置を講ずることを命ずることができる。
- 11 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができることとする。
- 12 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第三号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他の総務省令で定める事項を公表するものとする。
- 第二十条第一項中「第五十条」を「第五十二条」と改める。
- 第三十条の二十二第二項中「講すべき」を「中止する」に改める。
- 第五十二条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五十四条とする。

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 第四十七条 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第四十六条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第五十二条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五十四条とする。
- 第五十一条を第五十三条とする。
- 第五十条中「第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし」を削り、同条を第五十二条とする。
- 第四十九条を第五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（附 则）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 第二条 この法律の施行前にした行為に対する過料に関する経過措置
- 第五十一条 偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条を加える。

- 理由
- 住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を整備し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化する必

し、第四十六条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

第四十八条中「法人的代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）を含む。以下この項において同じ。」の代表者若しくは管理人」に、「又は前条」を「第四十六条又は第四十七条」に改め、同条に次の二条を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年六月十四日印刷

平成十八年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P